



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 747 特別保護地区の指定の案の縦覧 (環境生活総務課)
 - 748 公聴会の開催 (")
 - 749 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 750 " (")
 - 751 " (")
 - 752 生活保護法による介護機関の指定(福祉保健総務課)
 - 753 " (")
 - 754 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
 - 755 換地計画の決定 (農村計画課)
 - 756 換地処分完了 (")
 - 757 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
 - 758 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 759 " (")
 - 760 " (")
 - 761 " (")
- 警察本部告示
 - 7 物品の購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
- 公告
 - 争議行為を行う旨の通知 (労働企画課)
- 監査公表
 - 監査公表第26号
- 諸報
 - 入札公告 (和歌山県警察本部)

告 示

和歌山県告示第747号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているため、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特別保護地区の名称
五百原特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
田辺市龍神村大字龍神護摩壇山頂上(1,372m)を起点として県界を東へ進み、耳取山頂上(1,363m)を経てさらに

南東に進み、下コウラ谷稜線の天然林・人工林界に至り、同境界稜線を五百原谷に降り、谷沿いを北上し笹谷口出合に至り、同所から稜線を南南西に上り高野龍神スカイライン道路下100mの地点に至り、同所から同幅を保ちながら同道路沿いに進み戸珍堂谷の天然林・人工林界に至り、同境界を南西に上りハイキングコースの三角点(1,304.2m)に至り、同所から同ハイキングコースを北東に進み高野龍神スカイラインを経て稜線を更に北東に上り起点に至る線に囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日までの10年間

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区の指定目的

五百原鳥獣保護区は、田辺市龍神村と奈良県境にある護摩壇山の南斜面に位置し、ブナやミズナラ、ツガなどの落葉広葉樹林を中心とした豊かな森林地帯である。このような森林の内部では、下部植生も発達しており、オオアカゲラやコマドリ、コルリといった希少種やツキノワグマ、ニホンカモシカなど多種の鳥獣が生息する。

特に当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区は、ブナやミズナラ、ツガなどの大木が多く見られ、原生的な自然が数多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該地区は五百原鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

・鳥獣保護員及び田辺市職員の協力を得て、西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課職員が、定期的に巡視を実施する等により、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

・ブナやミズナラ、ツガなどの天然の落葉広葉樹林等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

・鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局自然環境室及び西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 平成19年6月7日から平成19年6月20日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

和歌山県告示第748号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項の規定において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年和歌山県規則第84号)第11条の規定に基づき告示する。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成19年6月27日(水)午後1時から
- 2 場所 田辺市龍神村西376
田辺市龍神行政局庁舎 2階 大会議室
- 3 案件 五百原特別保護地区再指定について

(1) 区域

田辺市龍神村大字龍神護摩壇山頂上(1,372m)を起点として県界を東へ進み、耳取山頂上(1,363m)を経てさらに南東に進み、下コウラ谷稜線の天然林・人工林界に至り、同境界稜線を五百原谷に降り、谷沿いを北上し笹谷口出合に至り、同所から稜線を南南西に上り高野龍神スカイライン道路下100mの地点に至り、同所から同幅を保ちながら同道路沿いに進み戸珍堂谷の天然林・人工林界に至り、同境界を南西に上りハイキングコースの三角点(1,304.2m)に至り、同所から同ハイキングコースを北東に進み高野龍神スカイラインを経て稜線を更に北東に上り起点に至る線に囲まれた区域

(2) 総面積 203ヘクタール

(3) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日までの10年間

4 公聴会に関する問い合わせ先

和歌山県環境生活部環境政策局自然環境室(TEL 073-441-2779)

西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課(TEL 0739-26-7934)

和歌山県告示第749号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO

協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成19年7月21日まで縦覧に供する。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年5月21日
- 2 名称
特定非営利活動法人認知症の人と家族の会
- 3 代表者の氏名
林千恵子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市四番丁52 ハラダビル2階
- 5 定款に記載された目的

この法人は、認知症の人やその介護者に対して、相談、援助、交流、情報提供に関する事業及び、介護サービス事業者に対してケアの質の向上に関する事業、また、社会一般の人に対して認知症の理解と支援をもとめる啓発事業をおこない、高齢者や認知症の人とともにだれもが安心して暮らせる地域と社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第750号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成19年7月24日まで縦覧に供する。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年5月24日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山盲ろう者友の会
- 3 代表者の氏名
宮原俊恵
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市打越町3番地の9
- 5 定款に記載された目的

この法人は、盲ろう者の自立と社会参加促進に関する事業を行い、盲ろう者およびその家族、通訳・介助者、支援者が共に歩むことを目的とする。

和歌山県告示第751号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第

5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年7月24日まで縦覧に供する。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年5月24日
- 2 名称
特定非営利活動法人地域サポートセンター
- 3 代表者の氏名
杉村泰久
- 4 主たる事務所の所在地

橋本市市脇1-1-1

5 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念を基盤とし、障害者福祉・青少年育成・環境問題など地域の暮らしを豊かにする事を目的にコミュニティをつくり、個人及び団体の学習や活動を推進することを目的とする。

和歌山県告示第752号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社五条メディカル	和歌山市十番丁56	訪問介護事業所アイビス	有田郡有田川町水尻108-1-18	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.4.1
有限会社優心の郷	有田市辻堂656-3	サンライズケア広川	有田郡広川町広496-5	訪問介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護	平成19.4.1
紀の里農業協同組合	紀の川市上野12-5	JA紀の里居宅介護支援事業所	紀の川市上野12-5	居宅介護支援事業	平成19.5.21
有限会社ユウガ	田辺市東山1-4-54	ユウガ居宅介護支援事業所	田辺市目良37-28	居宅介護支援事業	平成19.5.1

和歌山県告示第753号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社アルバ	海南市阪井955	新町調剤薬局	海南市日方1272-51 新町ビル1F	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成19.4.1
有限会社メディカルスクウェア	和歌山市園部1416-3	七山調剤薬局	海南市七山354-1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成19.4.3
株式会社切目屋薬局	田辺市栄町52	切目屋調剤薬局下三栖岩屋支店	田辺市下三栖岩屋1483-23	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成19.2.19

和歌山県告示第754号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称

(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)コーナンホームストック上富田店2号館
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2210-4 外3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造
大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年1月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,924㎡
- 6 駐車場の収容台数
78台
- 7 駐輪場の収容台数
50台
- 8 荷さばき施設の面積
62.8㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
9㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分～午後9時30分
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時
- 14 届出年月日
平成19年5月23日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山
山市小松原通一丁目1番地)
上富田町総務政策課(和歌山県西牟婁郡上富田町朝来7
63)
西牟婁振興局産業振興部産業総務課(和歌山県田辺市
朝日ヶ丘23-1)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成19年6月5日～平成19年10月5日
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第755号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営中山間地域総合整備事業恋野地区7-1号団地につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成19年6月6日から平成19年7月3日まで
(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項の県の休日を除く。)
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、伊都振興局産業振興部農地課及び橋本市経済部農林整備課

和歌山県告示第756号

平成19年5月9日付けで計画認可した御坊市営換地計画(野島地区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第757号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 日時 平成19年6月13日(水)午前10時から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 地階 中会議室
- 3 被聴聞者
(1)氏名 下出保次
(2)住所 有田郡広川町大字唐尾273
(3)漁業許可 瀬戸内海機船舶びき網漁業
(4)許可番号 第197号及び第198号
(5)許可船舶 漁船第17永宝丸(WK2-3532)
漁船第18永宝丸(WK2-3533)

和歌山県告示第758号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号

の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏 所名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2940	新宮市佐野 字根地原972 番の一部、9 73番2の一部	新宮市井の沢 10番17号 小阪祐一	平成 19.5.22	6.00 ～ 6.20	70.25

和歌山県告示第759号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏 所名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2950	田辺市下万 呂字裏代441 番5、441番1 2の一部、水 路敷地の一 部	田辺市下万呂 577番地の1 株式会社フレ スコ 代表取締役 浅山敬二	平成 19.5.25	5.00 5.00	27.12 30.47

和歌山県告示第760号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏 所名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2939	西牟婁郡上 富田町岩田 字方鹿1885- 1の一部、18 86-1の一部	西牟婁郡上富 田町朝来206 垣内捷作	平成 19.5.28	5.00	19.20

和歌山県告示第761号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏 所名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2951	田辺市上万 呂字法町65	田辺市朝日ヶ 丘17番14-101	平成 19.5.28	6.00	39.00

2951	番5、65番22	号 株式会社山幸 代表取締役 榎本宇内			
------	----------	------------------------------	--	--	--

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第7号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、物品の購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年6月5日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品の名称

- ア 路側式道路標識(本標識板)
- イ 路側式道路標識(補助標識板)
- ウ 路側式道路標識(標識柱等)

(2) 購入物品の内容

- ア (1)のアの物品については、路側式道路標識(本標識板)仕様書(以下「本標識板仕様書」という。)による。
- イ (1)のイの物品については、路側式道路標識(補助標識板)仕様書(以下「補助標識板仕様書」という。)による。
- ウ (1)のウの物品については、路側式道路標識(標識柱等)仕様書(以下「標識柱等仕様書」という。)による。

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、発行後3か月を経過していないのもの
(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
(イ) 本社又は本店が所在する都道府県が課する都道府県税全税目
- ク 誓約書

ケ 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)

- (2) (1) のウからオまで、及びキに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年6月5日(火)から平成19年6月15日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間で、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年6月15日(金)午後4時までの間に、5に掲げる場所に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西1番地 和歌山県警察本部 交通センター 3階 第2教室

(2) 日時

- ア 1の(1)のアの物品については、平成19年6月8日(金)午後2時から
- イ 1の(1)のイの物品については、平成19年6月8日(金)午後3時から
- ウ 1の(1)のウの物品については、平成19年6月8日(金)午後4時から

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年6月5日(火)から平成19年6月15日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、持参により5に掲げる場所に提出することとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110 (内線 246)

ファクシミリ番号 073-473-7824

6 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年6月5日(火)現在において、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県その他の行政機関が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者若しくは経営したことのない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことのない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成19年6月21日(木)までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年6月22日(金)までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年6月25日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成19年5月25日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成19年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成19年6月7日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第26号

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

平成19年3月30日付け監査報告第29号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成19年6月5日

和歌山県監査委員 垣平高男
和歌山県監査委員 築野富美
和歌山県監査委員 前芝雅嗣
和歌山県監査委員 浅井修一郎

- 1 監査対象機関名 社団法人わかやま森林と緑の公社
- 2 監査実施年月日 平成19年3月9日
- 3 監査の結果

造林事業の事業費の財源は、その大部分が農林漁業金融公庫及び県からの借入金であり、平成17年度末の借入金残高は、約142億8千万円となっている。また造林事業は伐期まで長期間にわたるため今後も多額の借入金が必要となる。一方、近年木材価格は下落傾向にあり、現時点で伐採開始時の木材価格を予測するのは難しいが、木材の売却収入に悪影響を来すことが想定される。

借入金の抜本的な縮減策を検討されたい。

- 4 監査の結果に基づき講じた措置

管理経費等の一層の縮減を図ることや、次期経営改善計画を早期に策定することを指導するとともに、国に対し、平成18年度に創設された地財措置枠の拡大と強化等を提言いたしました。

- 1 監査対象機関名 財団法人わかやま産業振興財団
- 2 監査実施年月日 平成19年3月9日
- 3 監査の結果

設備貸与資金の未収金については、約1,642万円を回収し、約2,924万円を償却処分した結果、平成17年度末現在で約2億5,900万円となり、前年度末に比べ約3,893万円減少しているが、なお多額の未収金が存在する。

今後、引き続き「未収貸与料債権管理規程」に基づき、未収金の回収等について積極的に取り組まされたい。

- 4 監査の結果に基づき講じた措置

設備貸与資金の未収金については、なお多額の未収金が存在するので、債権管理状況について密接に連携を取りながら、財団の最重点課題として今後ともその回収等に積極的に取り組むとともに、新たな未収金を発生させる事の無いよう指導しております。

諸 報

入 札 公 告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年6月5日

- 1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度 平成19年度

(2) 購入物品の名称

アからウまで各購入物品ごとに入札を行う。

ア 路側式道路標識(本標識板)

イ 路側式道路標識(補助標識板)

ウ 路側式道路標識(標識柱等)

(3) 購入物品の内容

ア (2)のアの物品については、路側式道路標識(本標識板)仕様書(以下「本標識板仕様書」という。)及び入札説明書による。

イ (2)のイの物品については、路側式道路標識(補助標識板)仕様書(以下「補助標識板仕様書」という。)及び入札説明書による。

ウ (2)のウの物品については、路側式道路標識(標識柱等)仕様書(以下「標識柱等仕様書」という。)及び入札説明書による。

(4) 契約期間

平成19年7月1日から平成20年3月31日までの間

(5) 入札金額

各購入物品ごとに各品名の単価に執行予定数を乗じて得た総額金額で入札する。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県警察本部告示第7号に規定する物品の購入に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110

ファクシミリ番号 073-473-7824

(2) 期間

平成19年6月5日(火)から平成19年6月15日(金)までの和歌山県の休日定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

- 4 本標識板仕様書、補助標識板仕様書、標識柱等仕様書及び入札説明書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

<p>3の(2)と同じ。</p> <p>(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通規制課に対して平成19年6月15日(金)午後4時まで書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市西1番地 和歌山県警察本部 交通センター 3階 第2教室</p> <p>(2) 日時</p> <p>ア 1の(2)のアの物品については、平成19年6月8日(金)午後2時から</p> <p>イ 1の(2)のイの物品については、平成19年6月8日(金)午後3時から</p> <p>ウ 1の(2)のウの物品については、平成19年6月8日(金)午後4時から</p> <p>6 一般競争入札の執行の場所及び日時</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階 会議室</p> <p>イ 入札日時</p> <p>(ア) 1の(2)のアの物品については、平成19年6月26日(火)午後2時から</p> <p>(イ) 1の(2)のイの物品については、平成19年6月26日(火)午後3時から</p> <p>(ウ) 1の(2)のウの物品については、平成19年6月26日(火)午後4時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法</p> <p>落札者決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札</p>	<p>金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受け指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、交通規制課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>12 契約書作成の要否 要</p> <p>13 契約の締結における議会の議決の要否 否</p> <p>14 契約方法 契約は、落札者で行うものとする。</p> <p>15 その他 この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称</p>
---	--

及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)